

関 東 支 部 規 程

昭和22年11月12日評議委員会承認

昭和22年11月25日制定

昭和33年11月6日改正

昭和55年5月23日改正

昭和62年5月19日改正

1999年11月11日改正

2000年5月23日改正

2013年6月25日理事会決イ)

第1条（名称） この支部は、日本建築学会関東支部という。

第2条（事務所） この支部は、事務所を東京都港区に置く。 イ)

第3条（地域・支部構成） この支部の地域は次の通りであって、日本建築学会一般規則（以下、「一般規則」という）第3条の規定により、この支部に所属する日本建築学会の会員をもって構成する。 イ)

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県

第4条（目的・事業） この支部は、定款に規定する目的ならびに事業に準拠して必要な事業を行う。 イ)

第5条（支所） 第3条の地域で相当多数の所属会員をもつ遠隔の地方に、支部活動の円滑をはかるため、特に必要と認めた場合には、支部総会の議決を経、かつ理事会の承認を得て、この支部の補助機関として支所を設けることができる。また廃止の場合も同様の手続きをとるものとする。 イ)

第6条（支部役員） この支部には、次の支部役員を置く。 イ)

支部長 1名

常議員 30名以内

各支所長

支部監事 2名

第7条（支部役員を選任） 支部長は、理事の中から理事会が選任し、常議員は、支部所属の正会員の中からその支部所属の正会員の選挙によって決める。 イ)

2. 常議員にあつては、次点者から得票順に補欠者を定めることができる。ただし、同点者が2名以上ある場合の順位は、抽選によって決める。 イ)

3. 幹事は、常議員の中から毎期支部長が選定して、支部役員会の議決によって選任する。

イ)

4. 支所長はその支所地域在住の正会員の中から支所の推薦により、支部役員会の議決によって選任する。 イ)

5. 支部監事は、この支部の正会員中から支部長が選定して、支部役員会の議決によって選任する。イ)

6. 支部監事は他の支部役員を兼ねることができない。イ)

7. 常議員の選挙は、支部選挙細則によって行う。イ)

第8条(支部役員職務) 支部長は支部を代表し、会務を執行する。また、支部長に事故あるとき、または欠けたときは、支部役員会があらかじめ定めた常議員中の1名がその職務を代行する。イ)

2. 常議員は会務を議決し、幹事は支部長を補佐して、支部役員会の議決に基づいて会務を処理する。イ)

3. 支所長は支所を代表し、支所の会務を処理する。

4. 支部監事は当支部の経理ならびに会務執行状況を監査する。

第9条(支部役員任期) 支部役員任期は2か年とし、6月に始まり翌々年5月に終る。ただし、支部長任期は、理事としての在任期間とする。イ)

2. 常議員は、毎年その約半数を交代する。イ)

3. 常議員は、重任することはできない。イ)

4. 支所長任期は1期2か年とし、重任は原則として連続3期までとする。イ)

5. 支部監事は重任を妨げない。ただし、原則として連続3期までとする。イ)

6. 補欠として選任された支部役員任期は、前任者の残任期間とする。イ)

7. 支部役員は、その任期満了後でも後任者の就任までは、なおその職務を行う。イ)

第10条(支部役員補充) 支部長が欠けたときは、定款第30条により補充することができる。イ)

2. 前項以外の支部役員が欠けたときは、第7条に準じて補充することができる。イ)

第11条(報酬等) 支部役員は、無報酬とする。イ)

第12条(支部総会) 支部通常総会は毎年1回、支部長がこの支部に所属する正会員を召集して開く。イ)

2. 支部総会の議長は、支部長がこれに当たる。イ)

3. 支部臨時総会は、支部役員会が必要と認めたとき、またはこの支部に所属する正会員の10分の1以上から請求があったときに、支部長が召集して開く。イ)

4. 支部総会は通信によって行うことができる。イ)

第13条(支部総会議決事項、報告事項) 支部総会はこの規程で別に定める事項のほか、次の事項を議決または承認する。イ)

(1) 支部規程の変更

(2) 支所の設置ならびに廃止

(3) その他支部役員会で必要と認めた事項 イ)

2. 次の事項は、支部総会において報告を行うこととする。イ)

(1) 支部の事業計画および収支予算 イ)

(2) 支部の事業報告および決算報告 イ)

第14条(支部総会の議決) 支部総会は、この支部に所属する正会員の100分の1以上の出席によって成立する。 イ)

2. 支部総会の議事は、出席正会員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決める。 イ)
3. この支部規程の変更に関しては、出席正会員の4分の3以上の同意を必要とする。

第15条(支部総会の議決権) 正会員は、各1個の議決権をもつ。 イ)

2. 議決権の行使は、他の出席正会員に委任することができる。
3. 前項による委任は出席とみなす。
4. 第12条第4項の通信による支部総会の成立および議決権は、この回答をもって第14条第1項に定めた出席者とみなして行い、議決に関してはこの条の第1項および第14条第2項を適用する。 イ)

第16条(支部役員会の構成・任務) 支部役員会は支部長、常議員、支所長および支部監事をもって構成する。 イ)

2. 支部役員会は年8回以上支部長が召集して開き、この規程で別に定める事項のほか、支部に関するいっさいの事項を議決する。 イ)
3. 支部役員会の議長は、支部長がこれに当たる。 イ)
4. 支所長は支部役員会に出席し、支所の活動を報告する。また、支部の活動に対して意見を述べることができる。ただし議決には加わらない。 イ)
5. 支部監事は、支部役員会に出席し意見を述べるることができる。ただし、議決には加わらない。 イ)

第17条(支部役員会の議決) 支部役員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決める。 イ)

2. 支部役員会は通信によって行うことができる。その議決に関しては第15条第4項を準用する。 イ)

第18条(経費・経理) この支部の経費は、本部からの交付金、支部基金または事業から生ずる収入、寄付金、その他の収入で支弁する。

2. 寄付を受けたときは、支部役員会の承認を必要とする。 イ)
3. 経理は、日本建築学会経理規則で定めたところによる。

第19条(会計年度) この支部の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第20条(予算・決算) この支部の収支予算および決算報告は、支部役員会の議決を経た後、本部への報告を必要とする。 イ)

第21条(支所の運営) 支所の機構・運営などを定める規約は支部役員会が定める。 イ)

2. 支所の活動は、支所規約に基づき支所長が執行する。 イ)

第22条(委員会) この支部が、運営ならびに目的達成のため委員会を設ける場合には、支部役員会の議決を経て設置し、支部長から委員を委嘱する。また委員会の廃止および委員解職の場合も同様とする。 イ)

2. 委員会の組織、運営に関しては、支部役員会で別に定めない限り、一般規則第4章の該当する条項を準用する。 イ)

第23条（地方委員） この支部は、支部役員会との連絡上必要な地方に支部役員会の議決を経て、地方委員会を置くことができる。 イ)

2. 地方委員は、委員会に出席して意見を述べることができる。

第24条（補則） この規程で特に明示していない事項はすべて定款および一般規則に準拠するものとする。

第25条（規程の改廃） この規程の改廃は、支部総会の議決を経て理事会の決議によって行う。 イ)

附 則

1. この規程は、附則で別に定める事項を除いて、1999年11月11日から施行する。 イ)

2. この規程第9条の改正によって生じた常議員の任期の変動は次による。

(1) 1998年1月に就任した常議員の任期は2000年5月までとする。

(2) 1999年1月に就任した常議員の任期は2001年5月までとする。

3. この規程は、2013年6月25日から施行する。 イ)